

2018年3月9日

お客様各位

中央労働金庫

長期間ご利用のない預金口座・キャッシュカードの利用停止について

日頃より当金庫に対し、格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。
さて、昨今、預金口座が不正な犯罪に利用される事例が多く見られ、社会的にも大きな問題となっております。当金庫では、預金口座の不正利用防止の観点から、下記のとおり、長期間ご利用のない預金口座の利用停止、キャッシュカードの利用停止等を実施させていただいております。

お客様の大切なご預金をお守りするための措置でございますので、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 預金口座のご利用が停止される場合

一定期間ご利用のない普通預金・貯蓄預金（利息組入れ以外の入出金のない口座）については、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例（振り込め詐欺や架空請求等）が多く見られます。このため、以下の預金口座につきましては、ご利用を停止させていただく場合がございます。なお、この場合には、当該預金口座への預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落とし等ができなくなります。

最終の預入れまたは払戻し（利息組入れを除く）から 2年間ご利用がない残高1千円未満の預金口座

2. キャッシュカードのご利用が停止される場合

前1. の一定期間ご利用のない普通預金・貯蓄預金については、預金口座のご利用を停止させていただく場合があるほか、キャッシュカードのご利用を停止させていただく場合もございます。

3. 預金口座が解約となる場合

前1. の一定期間ご利用のない普通預金・貯蓄預金については、預金口座のご利用を停止させていただくことがあるほか、お客様に通知のうえ解約させていただく場合もございます。

なお、当金庫からお客様への通知等については、お届け出の氏名、住所宛に発送いたしますが、通知等が延着、または到着しなかったときでも、通常到達したものとして取扱いさせていただきます。

以上